自転車集積所が移転します

8月1日（月）から

8月1日から自転車等集積所（撤去自転車等の返還場所）が変わります。

移転場所は下里2ノ10ノ19（管理課作業所内）です（下図参照）。

なお、現在の自転車等集積所は7月31日をもって閉鎖しますのでご注意ください。

放置された自転車等は撤去します。また、撤去された自転車等は撤去料を徴収します（自転車1000円、原付2000円）。

詳しくは地域政策課都市交通係☎70・7764へ。

自転車集積所（下里2―10―19、☎72・9876）案内図

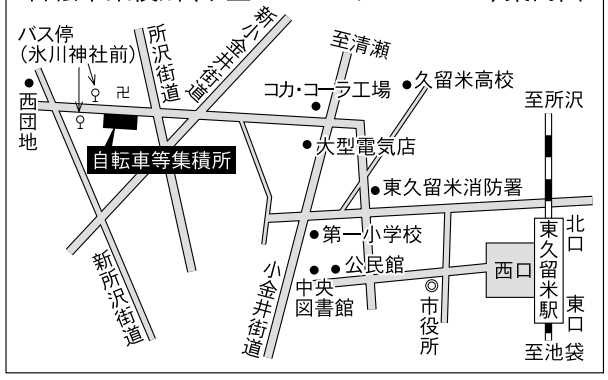

市政世論調査の結果がまとまりました

市では、満20歳以上の市民の中から無作為に抽出した2000人を対象に世論調査を行いました。その結果がまとまりましたのでお知らせします。

世論調査の有効回収数は909人で回収率は45・5％でした。この調査は、市が行っている行政評価制度に市民の意識や行動、行政サービスに対する満足度などの現状を反映させるために、市民の皆さんの声を直接お聞きするものです。

今後もこのような世論調査を継続していきます。ぜひご協力ください。

なお、市政世論調査報告書は7月1日（金）から、市ホームページで公開するほか、市政情報コーナー（市役所2階）、中央・滝山・ひばりが丘・東部の各図書館、下里・南町・野火止の各コミュニティ図書室でご覧いただけます。

詳しくは企画経営室行財政等担当☎70・7702へ。

交通災害共済「ちょこっと共済」

加入申し込み受付中

市では、16年度見舞金の支払い件数が88件ありました。近年、自転車による交通事故も大変多くなってきていて、自転車事故による見舞金の請求も年々増加傾向にあります。万一の交通事故に備えて「東京都市町村民交通災害共済」に加入しませんか。

現在、17年度（加入日の翌日～18年3月31日が共済期間）の加入申し込みを随時受け付けています。

【加入資格】 市内在住で、住民登録または外国人登録のある方

【会費】 選べる2コース制。Aコース＝年額1000円の会費で最高300万円の見舞金。Bコース＝年額500円の会費で最高150万円の見舞金

【見舞金の支給条件】 交通機関（自動車、バイク、自転車、電車、船舶、飛行機、身体障害者用の車いす等）の交通による人身事故で負傷・死亡した場合

※乗車中でも人や物による事故（車内でのけんか等）、無免許運転・酒気帯び運転の違法行為や自殺など本人の故意、天災については支給しません。

【加入の申し込み】 地域政策課（市役所5階）または上の原・滝山・ひばりが丘の各出張所および市内金融機関（郵便局は除く）に配布のパンフレットに必要事項を記入し、会費を添えて、申し込んでください

詳しくは同課都市交通係☎70・7764へ。

閲覧できます 市長の資産報告書

「政治倫理の確立のための東久留米市長の資産等の公開に関する条例」の規定に基づいて、どなたでも市長が作成した報告書の閲覧ができます。

【閲覧できる報告書】 資産等報告書、所得等報告書

【閲覧期間】 7月1日（金）から

【閲覧時間】 午前8時半～午後5時（正午～午後1時、土曜・日曜日、祝日を除く）

【閲覧場所】 総務部総務課（市役所4階）

※7月1日（金）から市ホームページでも報告書をご覧いただけます。

詳しくは同課庶務係☎70・7714へ。

戦没者等の遺族の皆さんに特別弔慰金が支給されます

戦没者等の死亡当時のご遺族で、本年4月1日において公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第八回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

対象となるご遺族は次の順番による先順位のご遺族お一人となります。

①弔慰金の受給権者②戦没者等の子③戦没者等と生計関係を有しており、かつ戦没者等と氏が同じである父母、孫、祖父母、兄弟姉妹④前記③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹⑤上記①から④以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族

請求は福祉総務課（市役所1階）へ。

詳しくは同課庶務係☎70・7741または都福祉保健局生活福祉部計画課☎03・5320・4077へ。

「かけこみハウス」にご協力を

市では、子どもたちの安全を確保するために、子どもたちが身の危険を感じたときに、一時的に救いを求めたり、避難したりすることのできる協力家庭等を「かけこみハウス」として登録しています。

PTA、学校、自治会、商店会、地区青少年健全育成協議会等の協力により、現在、市内全域に約2500件登録されています。新たに協力家庭等を募集していますので、多くの皆さんのご協力をお願いします。

また、破損したステッカーの交換もしています。希望する方は子育て支援課へご連絡ください。

詳しくは同課子育て支援係☎70・7736へ。

このステッカーが目印

16年度の情報公開制度利用状況は

市では、市民の皆さんの知る権利を保障し、市の諸活動を説明する責任を全うするため、市民の皆さんからの請求に基づき、市の実施機関が保有する公文書の開示の手続き等を定めた東久留米市情報公開条例を施行しています。

16年度の利用状況は、次の通りです。

公文書の開示請求は113件ありました。その内訳は、開示したものが67件、非開示としたものが1件、一部開示としたものが33件、文書不存在としたものが11件、取り下げされたものが1件となっています。

詳しくは総務部総務課文書係☎70・7714へ。

夜間・休日納税相談窓口を開設

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。なお、納税証明の発行はできません。

夜間納税相談窓口

【日時】 7月12日（火）・13日（水）のいずれも午後8時まで

休日納税相談窓口

【日時】 7月16日（土）・17日（日）のいずれも午前9時～午後4時

会場は夜間・休日とも納税課（市役所2階）で。

詳しくは同課☎70・7730へ。

都立霊園使用者を募集

◆東京都公園協会
ホームページアドレス
http://www.tokyo-park.or.jp/

都立霊園の使用者を次の通り募集します。申込資格等、詳細は申し込みのしおりをご覧ください。

▼多磨霊園＝一般埋蔵施設（180カ所）、合葬埋蔵施設（遺骨・生前申し込み）**▼小平霊園**＝一般埋蔵施設（38カ所）**▼八王子霊園**＝芝生埋蔵施設（56カ所）**▼八柱霊園**＝一般埋蔵施設（147カ所）**▼青山霊園**＝一般埋蔵施設（50カ所）、立体埋蔵施設（33カ所）

【申込書・申し込みのしおりの配布期間と配布場所】 7月1日（金）～14日（木）に、市民課（市役所1階）および上の原・滝山・ひばりが丘の各出張所と都内区市町村役所（場）、都庁第一・第二本庁舎1階・2階の案内コーナー、各都立霊園管理事務所および葬儀所で

※配布期間中は財団法人東京都公園協会ホームページからダウンロードできます。

詳しくは市民課☎70・7751へ。

ご利用ください 就学予定児童・生徒の就学相談

教育委員会では、来春に小・中学校へ入学する児童・生徒で、心身に不安を感じている保護者の就学相談を7月1日（金）から随時お受けします。

お子さんの将来のために実態に応じた適切な学校教育を受けることは極めて重要なことです。お子さんにふさわしい就学ができるよう、就学相談員がお待ちしています。

【受付時間】 午前9時～午後4時

【相談会場】 教育委員会学務課（市役所6階）

【相談内容】 子どもの就学に関する発育や日常の様子について

相談を希望する方は事前に予約が必要ですので、教育委員会学務課就学相談員☎70・7779へご連絡を。

詳しくは同課就学相談員へ。

祝日（7月18日・海の日）のごみ収集については8面をご覧ください。

申請はお済みですか？ 私立幼稚園等園児保護者補助金の申請

市では、私立幼稚園等園児の保護者に17年度の補助金を交付します。保護者の方は忘れずに申請してください。

【対象】 市内に住民登録または外国人登録のある3歳～5歳児の保護者（満3歳途中入園の場合も含む）

【補助金額】 世帯の市民税所得割額に応じた額（左表参照）

【申請方法】 幼稚園を通じて配布する「保護者補助金の申請について」を参照の上、17年度の市民税額を証明する書類を添付し、各幼稚園へ提出してください。

詳しくは子育て支援課子育て支援係☎70・7736へ。

保護者補助金所得基準

認定区分	所得の基準（世帯の2人以上に所得がある場合はその所得割額の合計）	補助金月額	
		同一世帯から通園の1人目の園児	同一世帯から通園の2人目以降の園児
1	生活保護を受けている世帯および平成17年度の市民税所得割額が非課税となる世帯	9,500円	9,500円
2	平成17年度の市民税所得割額が17,200円以下の世帯	7,800円	7,800円
3	平成17年度の市民税所得割額が17,201円以上124,400円以下の世帯	6,800円	7,800円
4	平成17年度の市民税所得割額が124,401円以上162,000円以下の世帯	5,700円	7,800円
5	平成17年度の市民税所得割額が162,001円以上の世帯	3,300円	3,300円